

日本生活支援学会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、日本生活支援学会と称する。
- 第2条 本会の設立年月日は、2008年8月24日とする。
- 第3条 本会の所在地を、神奈川県茅ヶ崎市松浪1-1-12
特定非営利活動法人介護の会まつなみ内に置く。

第2章 目的及び事業

- 第4条 本会は時代の変遷に対応した新たな社会福祉のしくみにおける生活支援の学の構築を目指した活動を行う。
- 第5条 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 研究会の開催
 - 2 学術集会の開催
 - 3 総会の開催
 - 4 機関誌その他の刊行物の発行
 - 5 支部の設置
 - 6 ホームページの運営
 - 7 その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

- 第6条 会員は本会の目的に賛同したものとする。
- 第7条 会員になろうとする者は、所定の申込書と入会金を納めなければならない。入会金は返却しない。
- 第8条 会員で退会しようとする者は、理由を付けて退会届けを提出する。また、本会事業に3年以上参加がない場合は、告知のうえで退会したものとする。

第4章 機 関

- 第9条 本会には次の役員をおく。
- 1 理事 若干名 内1名を会長とし、事務担当理事3名（内1名は事務局長）
会計担当理事1名
 - 2 監事2名
- 第10条 理事及び幹事は総会において会員の中から選任する。
会長は理事会において互選する。
- 第11条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第12条 会長は、本会を代表する。会長に支障がある場合は事務局長が職務を代行する。
- 第13条 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

第 14 条 監事は、会計および会務の執行の状況を監査する。

第 15 条 本会に支部を置くことができる。

第5章 運 営

第 16 条 本会の運営に関する決議は、総会出席会員の過半数をもって決する。

第 17 条 この会則にない事柄が生じた時は理事会において協議し、出席理事の過半数をもって決する。

第6章 会 計

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり 3 月 3 1 日に終了とする。

第 19 条 本会の経費は会員の入会金、研究会等の参加費、補助金、および寄付金をもってこれにあてる。

第7条 規約の変更等

第 20 条 この会側について必要な細則は、理事会の議決を経て、総会の決議を持ってこれを決定する。

付 則

- 1) 本会の入会金を 3, 0 0 0 円とする。
- 2) 本会事業の参加費は開催状況に応じて主催者が決定する。
- 3) この会則は 2 0 0 8 年 8 月 2 4 日より実施する。
- 4) 全国大会準備金を支出する。支出額は会長と協議の上決定する。
- 5) 本会の名称を「生活支援学会」から「日本生活支援学会」に名称変更する。
- 6) この会則は 2 0 0 9 年 4 月 1 日に付則 4) 5) を追加して改正する。

役員選挙規定

- 1) 会長は役員選挙に関する事務取扱いのため理事の中から選挙管理委員 3 名を指名する。選挙管理委員は下記事項を取扱い、役員が承認された時点でその任を終了する。
- 2) 役員改選の前年度の秋に役員選挙の案内を行い、ホームページ上にも掲載する。
- 3) 理事半数及び監事 2 名について自薦による立候補を募る。(選挙理事・監事)
- 4) 選挙理事以外の理事は会長推薦とする。(推薦理事)
- 5) 選挙理事が予め定めた人数を超えた場合は、総会出席者による選挙とする。
- 6) 選挙理事・監事ともに定数に満たない場合は会長推薦とする。
- 7) 総会で選挙理事、推薦理事及び監事の承認を得る。
- 8) 承認後、会長及び事務局選任を行い総会で報告する。
- 9) この規定は 2 0 1 0 年 4 月 1 日より実施する。